

障害児支援体制の強化について

障害児への支援については、適切な相談支援、専門的療育、障害児を受け入れている施設への援助や助言等を切れ目なく行う重層的な地域支援体制の構築が求められていることから、令和 3 年度以降、障害児支援体制を次のとおり強化する。

1 保育所等訪問支援の実施

(1) 「保育園等巡回訪問指導」から「保育所等訪問支援」への転換

発達等課題のある子どもの相談は増加傾向にあり、「保育園等巡回訪問指導」については、対象園及び対象児童の増加により、平成 30 年度に拡充を行った。当該事業は、保育園等を訪問し、療育センターの職員が助言を行うものであるが、明確な発達の課題だけでなく、気になる対象児、養育に課題のある家庭への支援方法等も含め、相談内容が複雑化、多様化している。

一方、区立療育支援施設の専門的業務である療育相談や個別指導の希望者に迅速に対応できず個別面談が数ヶ月待ちとなる状況が経年的に課題となっている。

今般、障害児福祉計画の改定にあたり、児童福祉法に基づき創設された「保育所等訪問支援」をすべての区市町村において実施するよう国の基本指針が改めて示された。区は障害児支援体制の強化として、「保育園等巡回訪問指導」を「保育所等訪問支援」へ転換する。併せて、児童発達支援センター機能を備える区立療育センターの療育相談、個別指導の体制強化を図ることとする。

(2) 保育所等訪問支援の概要

児童福祉法の「保育所等訪問支援」は、保護者の権利保障として、障害児通所支援事業の支給決定を受けた保護者からの依頼に基づき区立療育センターの職員が保育所、幼稚園等を訪問し、子どもへの直接支援と、園への間接支援を行い、その内容を保護者と共有しながら、保護者への支援も行う事業である。

(3) 事業スケジュール(案)

令和2年 12 月	指定管理者の東京都指定説明会参加
令和3年 2 月～3 月	指定管理者の東京都への「保育所等訪問支援」指定申請
令和3年4月	「保育所等訪問支援」の指定 利用者の支給決定、契約、訪問施設との調整等 訪問支援施設への訪問開始

2 「保育所等訪問支援」への移行後の保育園・幼稚園等への支援について(案)

(1) 発達支援研修(オンライン)

- ① 対象 私立保育園、幼稚園、認定こども園等の保育士、幼稚園教諭等
- ② 方法 法人へ委託
参加機会確保のためオンラインで受講可能な体制を整備し、年間を通じて実施する。

(2) 私立幼稚園を対象とした巡回相談事業

- ① 対象 私立幼稚園
- ② 方法 区内大学及び法人へ委託
年3回程度巡回し、園への相談対応、助言等を行う。

(3) 保育園等を対象とした相談支援事業

- ① 対象 保育園、認定こども園、小規模保育事業所、認証保育所
- ② 方法 法人へ委託
保育を行ううえで課題となっている家庭環境の多様化や子どもの発達等に適切に対応するため、(仮称)地域連携推進員を配置し、園への相談対応、助言を行うとともに、関係機関との連携、情報共有を図る。

【参考】(事業の比較)

	保育園等巡回訪問指導	保育所等訪問支援
根拠	中野区療育指導事業運営要綱	児童福祉法
申込み	保育園、私立幼稚園	保護者からの依頼
対象	保育園等に通所し、園が対応に苦慮している児	保育園等に通所している専門的支援が必要な児
内容	保育士への対応力向上のためのアドバイス	子どもへの直接支援、保育士への間接支援、保護者への報告
訪問員	療育センター職員	療育センター職員
訪問支援場所	保育園、私立幼稚園	保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校(当面は就学前施設を対象とする)
利用者負担	なし	3歳以上は無料、0～2歳は所得に応じて負担あり(上限額は月4,600円)

* 保育所等訪問支援は16区で実施済